

Puente

Vol.24



Puente（プエンテ）とはスペイン語で「かけ橋」という意味です。みなさんと行政書士とのかけ橋となれるよう思いを込めて。

事業承継特集

事業承継とは？

P2~4

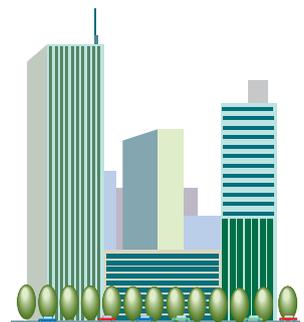
平成20年10月1日から中小企業の事業承継を支援する新しい法律がスタートしました。この法律で中小企業の事業承継はどのように変わるのか？？わかりやすく解説します！



事業承継のステップ

P5

いざというときに慌てないためにも、事業承継の流れをしっかりと確認しておきましょう！



事業承継Q & A

P6~7

適切な後継者がいないけどどうしたらいいの？？事業承継に必要な資金は？？等々…事業承継にまつわる疑問にお答えします。



市民相談センター

P8

行政書士にいつでも無料で相談することができます。市民相談センターのご案内です。



事業承継にまつわるお話



佐藤信也
52才 行政書士
私鉄沿線の商店街
で事務所を開いて
いる。妻の久美、
息子の信太、娘の
えりの4人家族



事業承継とは??



～中小企業の事業承継を支援する新しい法律がスタートしました～

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」とは・・・

平成20年10月1日からスタートした中小企業の事業承継対策を応援する新しい法律で、今まで承継の際に起こった、経営者と後継者の“困った！”に対応する心強い支援策が盛り込まれています。

1. 中小企業がかかえる事業承継問題とは・・・

事業承継には二つの観点があり、一つは経営（経営ノウハウ・経営理念等）の承継、もう一つは事業用資産（自社株式・事業用の不動産等）の承継です。

日本の多くの中小企業は、経営者の個人資産の大半（自社株を含め約70%）を自社株式などの事業用資産として投入しているため、経営に関する事と資産に関する事が互に関連して、影響を及ぼしあってしまうのです。

従来は経営者の子が事業を承継するパターンが多かったのですが、現在ではその割合は20年前の約半分にまで減少し、廃業を選択せざるを得ない深刻な「後継者不在」の事態を招いています。また、親族内に後継者がいる場合では、承継後の安定した経営のための経営権集中の観点から、自社株式や事業用資産を後継者に集中して承継させるのが良いの

ですが、「遺留分」の制約によりそれも困難でした。その対策として、後継者以外の株主から自社株式を買い取って、後継者の持ち株比率をアップしようとした場合には、多額の買取資金が必要となりますし、自社株式等を生前贈与や遺言によって承継させようとすると、業績が好調な会社ほど贈与税や相続税が高くなり、事業承継に関係して発生する税金の、納税資金の確保も大変な課題となってしまいます。

以上のような状況から、中小企業の円滑な事業承継を妨げる問題は、以下の三つと考えられます。

- ① 自社株式等の集中的承継をさせたい時の遺留分の制約
- ② 事業承継の際の資金調達の困難性
- ③ 相続税の納税資金の確保の困難性

2. 経営承継円滑化法（略称）で中小企業の事業承継はどう変わるのか・・・

この法律では、事業承継における上記の三大問題への対策として次の①、②、③の支援措置を定めています。

① 遺留分に関する民法の特例（平成21年3月1日施行）

～一定の手続きを経て2つの民法上の特例が適用される～

- i. 贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる（除外特例）
- ii. 贈与株式等の評価額をあらかじめ固定できる（固定特例）

経営者の個人資産の大半が事業用となっている中小企業の現状では、この状態で事業用資産（自社株）を親族内後継者へ集中すると、遺留分の侵害が起こり相続紛争の原因となり、遺留分減殺請求による事業用資産の分散を招くこととなります。

このような自社株式等の承継に対する遺留分侵害の問題については、i. の特例を設け、後継者を含む遺留分権利者全員の合意により、先

代の経営者から後継者に贈与された自社株式等の事業用資産について、遺留分減殺の対象から除外するなど、経営権の基盤となる自社株式の分散の防止等が実現しやすくなりました。

また、後継者の努力で自社株価値が上昇したにもかかわらず、相続財産全体の評価額が増え、後継者以外の相続人の遺留分が増えてしまう問題について、後継者の経営に対する貢献の正当な評価が得られるよう、ii. の特例を設け、遺

事業承継とは??

留分算定の基礎財産に算入する自社株の価額を合意時に固定することで、後継者の経営努力で自社株価値が上昇した場合の後継者の貢献分を

確保することが可能となりました。ただし、自社株価値が下落した場合のリスク（非後継者の遺留分が増大）もあるので注意が必要です。

② 金融支援措置 ～経営の円滑な承継のための資金融資制度～

i. 中小企業信用保険法の特例

ii. 日本政策金融公庫法の特例

資金調達の困難性の問題については、この法律に支援措置として、i. ii. の特例を定め、事業承継の際に受けられる融資の枠を拡大し、また、融資の対象を事業者だけでなく、中小企業の経営者個人にまで広げることにより、事業

承継の際の資金調達がしやすくなるようにしました。

しかし、実際の融資の実行に関しては各金融機関の独自の扱いがあり、金融機関によって対応がまちまちの状態が現状といえます。

③ 相続税の課税についての特例措置 ～租税特別措置法～

i. 取引相場のない株式等の納税猶予制度

相続税の負担に関する問題については、この法律に「相続税の課税についての措置」を定め、平成20年度中に、相続税の課税について必要な措置を講ずるとしてあります。具体的なあらまは、平成21年度税制改正で、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」（この法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた非上

場中小企業の株式等を、相続又は遺贈により取得した後継者について、当該株式等の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予するという制度等）を設け、この法律の施行日（平成20年10月1日）以後の相続に遡って適用されるとしてあります。

！ 許認可事業を営んでいる場合には特に注意が必要です。

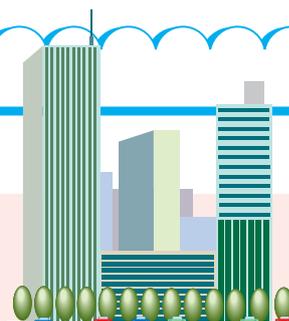
法人事業の中でも許認可が必要な業種がたくさんあります。そのような業種を営んでいる場合は、特に気を付けなければならないことがあります。関連する手続きの順番を間違えると、許認可が承継されない場合があります。また、中には、手続き期間が短い許認可もありますので、注意が必要です。

行政書士は、中小企業の事業承継に関して、さまざまなサポートをいたします。

…手続き・サポートの例としては、以下のようなものがあります…

- 許認可事業の事業承継実施計画書の作成
- 事業承継にともなう許認可・届出手続
〔建設業の存続・消滅会社届出(知事)、運送業の認可、車両の名義変更、産業廃棄物処理業の相続届出書、産業廃棄物処理施設譲受け借受け許可申請、風俗営業の相続承認申請、合併承認申請等〕
- 知的資産経営の導入支援
- 知的資産経営報告書の作成支援
- 事業承継後に備えた定款の作成
- 経営承継円滑化法の適用支援、認定申請の作成

事業承継のステップ



Step 1

事業承継実施計画の立案

- ①事業承継の重要性と計画的取組みの必要性の理解
- ②現状の把握（会社の現状、経営者の状況、後継者候補の状況、相続時に予想される問題点の整理）
- ③会社と経営者の状況に合った後継者（承継方法）の決定
- ④事業承継実施計画の作成

Step 2

具体的対策の実行（その1）

経営の承継

——親族内承継・企業内承継

【環境整備】

- ①事業承継計画の公表と関係者の理解を得る
- ②幹部候補の育成など経営体制の整備を図る

【後継者教育】

- ①社内での教育
- ②社外における教育（セミナーの参加など）

（後継者がいない場合の）

経営の承継——M&A

- ①M&Aに対する理解
- ②仲介機関への相談
- ③売却価格の算定

Step 3

具体的対策の実行（その2）

親族内承継の経営権・資産の承継

——自社株、事業用資産の承継

- ①売買、贈与、遺言
- ②円滑化法（民法の特例）
- ③会社法による種類株式の活用による定款の見直し

企業内承継の経営権・資産の承継

——自社株、事業用資産の承継

- ①MBO・EBO
- ②円滑化法（金融支援）
- ③会社法による機関設計と種類株式の活用
- ④個人保証・担保の処理

Step 4

税務処理

親族内承継——

- ①相続時精算課税と暦年課税
- ②事業承継税制による納税猶予

企業内承継・M&A

——税務処理



★ Caution

経営理念やノウハウの承継も大事、事業用資産の承継も大事、定款の整備も大事。でも、忘れていませんか？ **事業に必要な許認可**のこと。

許認可業種の場合、Step 4までの間に、必要な手続きを済ませなければなりません。しかし、そのタイミングは各許認可業種により異なりますので、専門家である行政書士への事前の相談をおすすめします。

後で気づき、事業の要の許認可が承継できない事態となれば、会社の経営を続けることは出来ません。登記が済んでから、シマッタ！！ということが、絶対に無いように気をつけてください。



事業承継 Q & A

Q 1. 適切な後継者がいない場合、どうしたらよいでしょうか？

A. 親族や企業内に後継者となる候補が見当たらない場合、外部から探す方法もあります。

「事業承継支援センター」という機関が全国に102ヶ所設置されており、コーディネーターが要望を考慮しながら、後継者不在の企業と開業希望者のマッチングを通じ、中小企業の事業承継を支援しています。

Q 2. 自社株式や事業用資産を後継者に集中させるにはどのような方法がありますか？

A. ①生前贈与・遺言 ②会社や後継者による買取り ③会社法の活用などがあります。後継者に自社株式を集中し、議決権を確保しておかないと、経営が揺らぐことになりかねませんから、後継者にはいずれかの方法で自社株式を集中させておくことが必要です。①の生前贈与・遺言は、経営承継円滑化法を考慮して、早めに計画的に始めることをおすすめします。

②の会社や後継者による買取りは、生前に何も対策を講じないまま経営者が死亡し、相続人間に自社株式や事業用資産が分散してしまった場合の事後的な対策です。

分散してしまった事業用資産を後継者や会社がのちに相続人などから買取る方法よりも、出来れば事前に対策をしておく方が望ましいといえます。

③の会社法の活用は、会社の定款に株式の譲渡制限や相続人に対する売渡請求の規定、また議決権制限株式などの種類株式を定めることによって、自社株式の分散を防ぎ、後継者に議決権を集中させる方法です。

※生前贈与・遺言、会社法の各種制度を活用するには、法律や税務の高度な専門知識が必要になるので、専門家を交えた事前の十分な検討が必要です。登記は司法書士、税務は税理士の担当ですが、許認可手続きも含め、事業承継の全体像を見渡せる行政書士は、心強い事業承継のコーディネーターです。

Q 3. 経営承継円滑化法の民法特例を利用するためには、その合意について書面を作成しなければならないと聞きましたが、何を記載すればよいのでしょうか？

A. 相続人の間で合意した事項を作成する書面を合意書といいます。合意書には、必ず記載が必要な絶対的記載事項と必要により記載する任意的記載事項があります。

必ず記載しなければならない事項は、

①合意が会社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とすること。

②後継者が経営者からの贈与等により取得した自社株式について、遺留分算定の基礎財産から除外する旨、遺留分算定の基礎財産に算入すべき額を固定する旨。

③後継者が②の合意の対象とした自社株式を処分した場合と後継者が経営者の生存中に代表者を退任した場合に非後継者がとり得る措置。

[例：*非後継者は、合意を解除することができる。*非後継者は、後継者に対し、対象株式を他に処分して得た金銭の一定割合に相当する額を支払うよう請求することができる。*非後継者は、後継者に対し、一定の違約金、制裁金を請求することができるなど]

必要により記載する事項は、

①後継者が経営者からの贈与等により取得した自社株式以外の財産（事業用資産など）を遺留分算定の基礎財産から除外する旨。

②推定相続人間の公平を図るための措置。
[例：*後継者は、非後継者に対し、一定額の金銭を支払う。*後継者は、先代経営者に疾病が生じたときに医療費を支払う。など]

③非後継者が経営者からの贈与等により取得した財産を遺留分算定の基礎財産から除外する旨。[例：*非後継者が経営者からの贈与により取得した現金・預貯金や自宅不動産について遺留分算定の基礎財産から除外する。]

事業承継 Q & A

※経営者から後継者に生前贈与がされた時期には制限はありませんが、これらの合意は、平成21年3

月1日（民法特例の施行日）以降になされたものでないといけません。

Q4. 合意書の手続きについて教えてください。

- A. 経営承継円滑化法の民法特例を利用するためには、合意書を作成するだけでなく、適用を受けるための「経済産業大臣の確認」、「家庭裁判所の許可」を受ける必要があります。

合意をしてから1ヶ月以内に、経済産業大臣の確認申請をしないと、合意書の効力は発

生しません。また、経済産業大臣の確認を受けてから1ヶ月以内に、家庭裁判所の許可の申立てをする必要があります。

※合意書の作成やその後の手続きについても、法的な高度な専門知識が必要となりますので、行政書士をはじめとする専門家と事前に十分に相談をすることをおすすめいたします。

Q5. 事業承継に際して、必要となる資金について教えてください。

- A. 事業承継においては、後継者が経営権を確保するため、会社や後継者本人が、自社株式や会社の事業用の土地などの事業用資産を取得する必要があります。

親族内の事業承継の場合、会社や後継者は、次のような資金を確保する必要があります。
①後継者が、相続等で分散した自社株式や事業用資産を買い取るための資金 ②後継者が、相続や贈与によって自社株式や事業用資産を取得した場合に必要な、相続税や贈与税の納税資金 ③会社が、後継者や他の相続人等から自社株式や事業用資産を買い取るため

の資金。

親族外の事業承継の場合、承継する個人や会社は、株式や事業の買取資金が必要となります。

MBO・EBOは、会社や個人事業のオーナー以外の経営陣や従業員が、株式や事業の一部又は全部を買い取って承継を行うものです。買い取り方法としては、経営陣等が直接買い取る方法と、経営陣等が設立した会社が買い取る方法がありますが、いずれもまとまった資金が必要になります。

また、M&Aも会社や社外の個人が株式や事業の一部又は全部を買い取って承継を行うものですので、同じくまとまった資金が必要となります。

参考になるホームページ

◎日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp>

◎全国商工会連合会

<http://www.shokokai.or.jp>

◎全国中小企業団体中央会

<http://www.chuokai.or.jp>

◎独立行政法人 中小企業基盤整備機構事業承継知的資産経営支援室

<http://www.smrj.go.jp>

◎中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

◎株式会社日本政策金融公庫

<http://www.jfc.go.jp/>



◎株式会社商工組合中央金庫

<http://www.shokochukin.go.jp/>

◎全国信用保証協会連合会

<http://www.zensinhoren.or.jp/>

参考になる冊子

◎中小企業 事業承継ハンドブック
(中小企業庁発行)



(文責：行政書士 時田 薫)

行政書士
による

東京都行政書士会

検索

市民相談センター

市民生活や法人活動などに伴う、
官公署手続き・契約・相談・書類作成などの困り事や悩みは、
親切に対応する街の身近な法律家「行政書士」にご相談ください。

電話相談は **無料** ですので、お気軽にご相談ください。

TEL 03-5489-2411

ごよやく ふよーい い(相談)



月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

9:00～18:30

土曜日

9:00～16:30

※事案処理は有料です

ご意見、ご感想はこちらまで

info@tokyo-gyosei.com

Puente プエンテ Vol.24

発行日 平成21年3月31日 発行
マンガ作者: のんた

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。編集

東京都行政書士会広報部
編集委員長 清水 勲
編集委員 吉田 安之
田村 通彦
清水 良満
高橋 敦子
青山 純子

発行人 東京都行政書士会
会長 清水 勝利
東京都目黒区青葉台3-1-6
TEL 03-3477-2881
FAX 03-3463-0669
URL <http://www.tokyo-gyosei.or.jp>

印刷所 東京都同胞援護会事業局